

◇大阪市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

- 1 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、乳児等のための支援給付に関して必要な報告をしなかった者等に対し過料を科することにしました。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(子ども青少年局幼保施策部幼保企画課)